

- 第95号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第96号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例
- 第97号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第98号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

品川区特別職報酬等審議会の答申のとおり、区議会議員の議員報酬の額、期末手当の支給月数ならびに区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数を改定する。

また、常勤監査委員の給料の額、期末手当の支給月数についても改定する。

併せて、区議会議員、区長、副区長、教育長および常勤監査委員の期末手当に係る3月期の支給を廃止する。

### 2 改正の内容

#### (1) 議員報酬および給料額の改定について

		現行月額(A)	改定月額(B)	増加額(B-A)
区議会議員	議長	918,000円	921,000円	+3,000円
	副議長	784,000円	786,000円	+2,000円
	委員長	649,000円	651,000円	+2,000円
	副委員長	624,000円	626,000円	+2,000円
	議員	602,000円	604,000円	+2,000円
	区長	1,140,000円	1,143,000円	+3,000円
	副区長	916,000円	919,000円	+3,000円
	教育長	797,000円	799,000円	+2,000円
	常勤監査委員	677,000円	679,000円	+2,000円

※増加率は、0.3%とし、算定後の月額1,000円未満を四捨五入したものを改定額とする。

#### (2) 期末手当の改定について

	現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期	1.625月	1.625月	1.79月
12月期	1.625月	1.955月	1.79月
3月期	0.25月	—	—
合計	3.50月	3.58月(+0.08)	3.58月(+0.08)

### 3 施行日

令和5年12月1日

(ただし、期末手当の改定に関する規定のうち、令和6年度以降の支給月数に係る各期別の割振りに関する規定は令和6年4月1日から施行)

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

改正後	改正前																		
<p>第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>921,000円</u></p> <p>副議長 <u>786,000円</u></p> <p>委員会委員長 <u>651,000円</u></p> <p>委員会副委員長 <u>626,000円</u></p> <p>議員 <u>604,000円</u></p>	<p>第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>918,000円</u></p> <p>副議長 <u>784,000円</u></p> <p>委員会委員長 <u>649,000円</u></p> <p>委員会副委員長 <u>624,000円</u></p> <p>議員 <u>602,000円</u></p>																		
<p>第6条 議員で6月1日および12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に対し、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、失職し、または死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職または死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例第14号）第6条第2項に定める支給月数を乗じて得た額に、基準日以前<u>6カ月以内</u>の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第6条 議員で<u>3月1日</u>、6月1日および12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に対し、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、失職し、または死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職または死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例第14号）第6条第2項に定める支給月数を乗じて得た額に、基準日以前<u>3カ月以内</u>（<u>基準日が12月1日であるときは、6カ月以内</u>）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上6カ月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6カ月	100分の100	3カ月以上6カ月未満	100分の60	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>基準日が3月1日または6月1日である場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>基準日が12月1日である場合</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3カ月</u></td> <td>6カ月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1カ月15日以上3カ月未満</u></td> <td>3カ月以上6カ月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	<u>基準日が3月1日または6月1日である場合</u>	<u>基準日が12月1日である場合</u>		<u>3カ月</u>	6カ月	100分の100	<u>1カ月15日以上3カ月未満</u>	3カ月以上6カ月未満	100分の60
在職期間	割合																		
6カ月	100分の100																		
3カ月以上6カ月未満	100分の60																		
在職期間		割合																	
<u>基準日が3月1日または6月1日である場合</u>	<u>基準日が12月1日である場合</u>																		
<u>3カ月</u>	6カ月	100分の100																	
<u>1カ月15日以上3カ月未満</u>	3カ月以上6カ月未満	100分の60																	

改正後		改正前	
3 カ月未満	100分の30	<u>1 カ月15日未満</u>	3 カ月未満 100分の30
<p>3 前項の在職期間は、議員が議員の職を離れた後その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなして通算する。期末手当の支給方法は区の一般職の職員に対して支給する期末手当の例による。</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。</u> <u>(品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成26年品川区条例第34号)の一部を次のように改正する。</u> <u>(次のよう 下記のとおり)</u></p>		<p>3 前項の在職期間は、議員が議員の職を離れた後その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなして通算する。期末手当の支給方法は区の一般職の職員に対して支給する期末手当の例による。</p>	

○品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

改正後	改正前
<p>(期末手当の減額)</p> <p>第4条 6月1日および12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前<u>6カ月</u>以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>2 基準日の前<u>6カ月</u>以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。</p>	<p>(期末手当の減額)</p> <p>第4条 <u>3月1日</u>、6月1日および12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前<u>3カ月</u>以内の期間(<u>基準日が12月1日であるときは、同日前6カ月以内の期間。次項において同じ。</u>)において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>2 基準日の前<u>3カ月</u>以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。</p>

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○品川区長および副区長の給与および旅費条例

【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長および副区長の給料月額、次のとおりとする。</p> <p>区長 <u>1,143,000円</u></p> <p>副区長 <u>919,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、次項に定める割合（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 支給月数は、<u>6月に支給する期末手当においては100分の162.5、12月に支給する期末手当においては100分の195.5</u>とする。</p> <p>3 期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、別に定めるものを除き、規則で定めるものとし、区職員について定められているものの例による。</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長および副区長の給料月額、次のとおりとする。</p> <p>区長 <u>1,140,000円</u></p> <p>副区長 <u>916,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、次項に定める割合（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 支給月数は、<u>3月に支給する期末手当においては100分の25、6月および12月に支給する期末手当においては100分の162.5</u>とする。</p> <p>3 期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、別に定めるものを除き、規則で定めるものとし、区職員について定められているものの例による。</p>

【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、次項に定める割合（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、次項に定める割合（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 支給月数は、<u>6月および12月に支給する期末手当においては100分の179</u>とする。</p> <p>3 期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、別に定めるものを除き、規則で定めるものとし、区職員について定められているものの例による。</p>	<p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 支給月数は、<u>6月に支給する期末手当においては100分の162.5、12月に支給する期末手当においては100分の195.5</u>とする。</p> <p>3 期末手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、別に定めるものを除き、規則で定めるものとし、区職員について定められているものの例による。</p>

【改正付則】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例

【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>(給料の額) 第2条 教育長の給料額は、月額<u>799,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の195.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額 (第2項省略)</p>	<p>(給料の額) 第2条 教育長の給料額は、月額<u>797,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には100分の162.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額 (第2項省略)</p>

【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月および12月に支給する場合には100分の179</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額 (第2項省略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の195.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額 (第2項省略)</p>

【改正付則】

改正後	改正前
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○品川区監査委員の給与等に関する条例

改正後	改正前
<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員(以下「識見監査委員」という。)で常勤のもの(代表監査委員となった場合を含む。)の給料月額は、<u>679,000円</u>とする。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員(以下「識見監査委員」という。)で常勤のもの(代表監査委員となった場合を含む。)の給料月額は、<u>677,000円</u>とする。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p>